

KCNテレビスティック利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定めるKCNテレビスティック利用規約（以下「本規約」といいます。）により、KCNテレビスティックサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することができるものとします。

- 当社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ上の掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスの利用を継続したときは、加入者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
KCNテレビスティックサービス	本規約に基づき提供される当社サービスであって、加入者が利用するインターネット回線およびKCNテレビスティック端末機器を使用して、当社が提供する映像その他のコンテンツを視聴できる映像配信サービス。
KCNテレビスティック端末機器	当社が貸与する、本サービスの利用に必要な専用機器であり、テレビ等のHDMI入力端子に接続して使用する機器（リモコン等その他付属品を含みます。）（以下「KCNテレビスティック」といいます。）
申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人
加入者	当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人
コンテンツ	本サービスを通じて提供される映像、音声、文字、画像、プログラムその他一切の情報
マイページID	請求料金確認や契約内容変更等がWEB上で行えるマイページサービスを利用する際に加入者ごとに提供される識別コード
OTTサービス	本サービスとは別に、インターネット回線を通じて映像・音声・情報等のコンテンツを配信するサービス（Netflix、Amazon Prime Video等）
同時配信サービス	コンテンツをテレビ、インターネットなど複数のメディアやプラットフォームで、同時に配信・放送するサービス
利用料金	別に定める料金表に記載する、本サービスの月額利用料

料金等	別に定める料金表に記載する、本サービスの月額利用料、手数料などの料金
コンテンツ配信事業者	本サービスにおいて、コンテンツをインターネット回線経由で配信する事業者
通信回線事業者等	当社を含むインターネット接続サービスを提供する事業者であり、加入者が本サービスの利用にあたって契約する通信回線の提供元およびインターネットサービスプロバイダー
当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん

第4条（KCNテレビスティックのインターネット接続）

KCNテレビスティックを利用するためには必要なインターネット回線は、通信回線事業者等と別途契約が必要です。なお、インターネット回線は、加入者自身で用意するものとします。

- 加入者は、前項に定めるインターネット回線を通じて、コンテンツ配信事業者が提供するコンテンツをKCNテレビスティックで視聴することができます。

第5条（サービスの種類）

本サービスにより提供するサービスの種類および料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。

- 当社は、本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上の掲載等、当社の定める方法により告知します。

第6条（提供区域）

当社は、日本国内において本サービスを提供します。

- 加入者は、提供区域外で本サービスを利用することはできません。提供区域外で生じた不具合、損害等について、当社は一切の責任を負いません。
- 当社は、提供区域を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上の掲載等、当社の定める方法により告知します。

第2章 加入契約および利用場所

第7条（加入契約の単位と有効期間）

加入契約の締結は、KCNテレビスティック 1端末ごとに 1 の契約を締結します。

- 本サービスの最低利用期間は、課金開始月（加入了翌月）以降の 12 ヶ月間とします。
- 最低利用期間満了前までに加入者からの解約の申し出がない場合には、以後 1 カ月ごとに契約期間を自動で更新するものとします。

第8条（加入契約の申込み）

申込者は、本規約を承諾のうえ、当社所定の申込様式に次の事項を記載して当社に提出します。

- 申込者の住所または所在地、氏名または商号および代表者名、ならびに電話番号

(2) その他、必要事項

2. 本サービスへの加入は、満18歳以上の個人または法人に限ります。

第9条（申込みの承諾）

当社は、本サービスの利用申込みがあったときは、受け付けた順に従ってこれを審査し、承諾するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本規約に違反するおそれがある場合
- (2) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社（および当社グループ企業を含みます。以下本項において同じ。）の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合
- (3) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中または利用停止中である場合
- (4) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合
- (5) 申込内容に虚偽の記載があった場合
- (6) 設備の設置、保守またはサービスの提供が技術上著しく困難である場合
- (7) 申込者が使用する所有機器が、本サービスの提供に適さないと当社が判断した場合
- (8) 申込者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合
- (9) その他、当社の業務遂行上支障がある場合

3. 当社は、加入契約の成立後当社の定める方法により、その契約内容を通知します。

第10条（加入契約の成立と利用開始日）

加入契約は、本サービスの利用申込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

2. 本サービスの利用開始日は、当社がKCNTVを発送する日とします。ただし、当社が別に利用開始日を指定した場合は、当該指定日を利用開始日とします。

第11条（契約事項の変更）

加入者は、当社に届け出た住所、電話番号、料金支払い方法などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出します。

2. 当社は、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
3. 第1項の規定による変更については、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。

- 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法により当該変更の請求を行うことができます。

第12条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 個人加入者が死亡し、当該加入者の相続人の名義に変更する場合
 - (2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する場合
 - (3) 2親等以内の家族の名義に変更する場合
 - (4) 当社が特に認めた場合
- 前項の場合、新加入者は当社所定の書類に必要事項を記入し、これを証明する書類を添えて、名義変更希望日の14日前までに当社に提出します。
 - 個人加入者が改姓・改名した場合においても前項の書類の提出を必要とします。
 - 第1項の場合において、新加入者は旧加入者の権利と義務を引き継ぎ、旧加入者と新加入者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。

第13条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、第12条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第3章 本サービス提供の停止等

第14条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1) 第21条（加入者の支払義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - (2) 第8条（加入契約の申込み）の規定により届け出た内容が虚偽であることが判明した場合
 - (3) 第19条（IDおよびパスワードの管理）第2項および第30条（禁止事項）の規定に違反した場合
 - (4) 第19条（IDおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
 - (5) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) コンテンツ配信事業者、通信回線事業者等の都合により、本サービスの提供が困難または不可能になった場合
 - (2) 天災地変、その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により当社の判断によって本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上の掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第4章 加入契約の解約および解除

第16条（加入者が行う加入契約の解約）

- 加入者は、毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の方法により、解約希望日の14日前までに当社に申告するものとします。
2. 前項に規定する解約請求の受付は、当該加入者より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては当社が当該請求を受理した日の属する月の末日を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。
 3. 前項において加入者の通信環境、回線状況、機器故障その他の事由により請求が遅延した場合であっても、当社はその責任を負いません。ただし、当社のシステム障害等、当社に起因する理由により請求が困難であった場合は、加入者との協議により別途対応するものとします。
 4. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続について簡略化することができます。
 5. 第7条（加入契約の単位と有効期間）第2項に定める最低利用期間内に解約する場合、加入者は契約解除料として残余期間分の月額利用料を一括して支払うものとします。

第17条（当社が行う加入契約の解除）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、加入契約を解除することができるものとします。
- (1) 第14条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (2) 加入契約の成立後、第9条（申込みの承諾）第2項各号に定める事由が判明した場合
 - (3) 第30条（禁止事項）に違反したことが判明し、当社が重大な契約違反と判断した場合
 - (4) その他、当社の提供設備または業務遂行に重大な支障を及ぼす事由があると当社が判断した場合
2. 当社は、加入者が第14条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項に該当する場合、ならびに加入者が本規約に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなく加入契約を解除できるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、第14条（当社が行う本サービス提供の停止）に定める本サービスの提供の停止をすることなく加入契約を解除できるものとします。
- (1) 加入者が不当または過度な要求行為を行い、その行為が当社の業務遂行上支障を及ぼすと当社が判断した場合

- (2) 加入者が反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与をする行為を行った場合
4. 当社は、第1項から第3項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により当該加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 5. 当社は、第1項から第3項の規定により加入契約が解除されたときは、加入契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第18条（加入契約の解約および解除後の加入者の債務および義務）

第16条（加入者が行う加入契約の解約）および第17条（当社が行う加入契約の解除）の規定により加入契約が解約または解除された後でも、解約または解除前に生じた加入者の債務および負うべき義務は失効しないものとします。

第5章 IDおよびパスワード

第19条（IDおよびパスワードの管理）

- 当社は、加入者に対しマイページIDを付与します。当該加入者は、当該マイページIDに係るパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。
2. 加入者は、マイページIDおよびパスワードの管理、使用においてすべての責任を持つものとします。
 3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により当該加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
 4. 加入者が第16条（加入者が行う加入契約の解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第17条（当社が行う加入契約の解除）の規定により、加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はマイページIDおよびパスワードを利用する権利を失います。ただし、当社の定める一定期間に限り利用を認めるものとします。

第6章 料金等

第20条（料金等）

- 料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。加入者は料金表に従って、月額利用料、手数料などを当社に支払うものとします。なお、加入者は、当社が料金等の収納業務を収納代行会社に委託する場合があることを承諾するものとします。
2. 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前に当社ホームページ上の掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。
 3. 前項の場合、改定日より改定後の料金等を適用しますが、利用料金については改定日が月初日以外の場合は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。
 4. 一部の有料コンテンツ（OTTサービスを含みます。）の利用にあたっては、当該コンテンツ配信事業者との

契約が別途必要となる場合があります。その場合の料金および利用条件は、当該コンテンツ配信事業者の定めに従うものとします。ただし、当社が別に定める利用規約がある場合は、当該利用規約の定めに従うものとします。

第21条（加入者の支払義務）

- 加入者は、その契約内容に応じ、第20条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。
2. 料金等のうち、利用料金の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から加入契約の解約、解除または廃止があった日の属する月までの期間（提供を開始した月と解約、解除または廃止があった月が同一の月である場合は1ヵ月とします。）とします。
 3. 料金等のうち、手数料等の支払義務は、当社がKCNテレビスティックを発送した日に発生します。
 4. 第14条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が行われなかった場合における当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては第2項に準じて取り扱います。
 5. 第15条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 6. 前各項の定めにかかわらず、加入者の責めによらない事由により、コンテンツのすべてが停止するなど、本サービスをまったく利用できない状態が生じ、かつ当社がこのことを認知した日から起算して、月のうち連続10日以上その状態が継続したときは、対象となる加入者に対し、当該月の利用料金の支払義務を免ずるものとします。

第22条（料金等の利用明細等）

- 当社は、加入者に対して領収書の発行は行わないものとします。
2. 加入者は、領収書および利用明細等をマイページで確認することができます。
 3. 加入者は、ご利用料金お知らせハガキ等の書面発行を希望する場合は、別に定める料金表に記載の発行手数料を支払います。

第23条（料金等の請求時期および支払期限等）

- 当社は、加入契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。
2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により支払います。
 3. 加入者は、**第1項の**料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき、第三者に支払わせることができます。
 4. **当社は、第2項の規定による支払いが確認できない場合、当該加入者に対し、請求書を発行して当該料金等を請求します。この場合、当社は別に定める料金表に記載の請求書等発行手数料を別途請求します。**

第24条（加入契約終了に伴う利用料金の精算方法）

第16条（加入者が行う加入契約の解約）、第17条（当社が行う加入契約の解除）および第34条（本サービスの廃止）の規定により、月の途中で加入契約が解約、解除または本サービスが廃止されたときは、利用料金は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。

第25条（遅延損害金および督促通知手数料）

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

- 当社は、加入者が料金等その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が請求書の発行等により督促通知（料金等その他の債務の支払いを求める行為をいいます。）を行います。なお、請求書による支払いについては、第23条（料金等の請求時期および支払期限等）第4項の規定に準じます。や、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。

第7章 機器の利用、不具合対応

第26条（KCNテレビスティックの貸与および返還）

当社は、加入者に対しKCNテレビスティックを貸与します。加入者は所有する機器にKCNテレビスティックを接続して本サービスを利用するものとします。

- 利用場所の変更に伴い、機器の接続や設定変更等が必要となる場合には、原則として加入者自身がこれを行うものとします。
- KCNテレビスティックの故障が生じた場合、当社は無償にて必要な措置を講じます。ただし、加入者がKCNテレビスティックを不適切な設置や本来の用法に従って使用していなかった場合、インターネット回線もしくは所有機器の不具合、周辺環境の維持を怠った場合はこの限りではありません。
- 原則、KCNテレビスティックの交換は行いません。ただし、加入者がKCNテレビスティックの交換を請求し、当社が認めた場合を除きます。
- 第1項の規定により、当社よりKCNテレビスティックの貸与を受ける加入者は、解約に際して、KCNテレビスティックを当社に返還するものとします。なお、当該加入者が故意または過失によりKCNテレビスティックを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、当該加入者は、別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
- 加入者は、当社が貸与するKCNテレビスティック以外の機器を使用して本サービスを利用することはできません。

第27条（紛失および盗難）

加入者は、当社より貸与されたKCNテレビスティックが紛失または盗難に遭った場合、速やかに当社に報告する義務があります。

- KCNテレビスティックの紛失または盗難については加入者の責任となり、前項の報告があった場合、当社は加入者に対し当該KCNテレビスティックに対する機器損害金を請求します。なお、当社は新たにKCNテレビスティックを貸与します。

第28条（サービスのバージョンアップおよびメンテナンス）

当社は、サービスの安定性、機能改善、バグ修正、セキュリティ強化のため、KCNテレビスティックのソフトウェアやファームウェアのバージョンアップ作業を実施することがあります。

2. 加入者は前項の作業の実施に同意するものとします。
3. 当社は、メンテナンスを実施するときは、可能な限り事前に影響範囲や実施期間を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. Android TV OSや各アプリのアップデートは、当社の提供するサービスの範囲外であり、当社はこれらのアップデートについて責任を負いません。また、Android TV OSには自動アップデート機能が含まれており、加入者が手動でアップデートを行わなくても、システムが自動でアップデートを行うことがあります。これに関連する問題についても、当社は責任を負いません。また、加入者は必要に応じて自らアップデートを管理するものとします。

第8章 雜則

第29条（個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。

第30条（禁止事項）

加入者が以下に該当する行為を行うことを禁止します。

- (1) 加入者が、個人的に、または家庭内等に準ずる限られた範囲内において使用する場合を除き、当社の承諾を得ることなく本サービスを第三者に対して提供（上映、複製、その他著作権を侵害する行為を含みます。）すること
- (2) 当社が貸与するKCNテレビスティックやその他付属品を分解もしくは改造、改ざんすること
- (3) 本サービスの提供を不正に受ける、または当社の運営に対して害を与えること
- (4) 当社の正当な承諾を得ることなく、KCNテレビスティックの譲渡、転売、貸与を行うこと

第31条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第14条（当社が行う本サービス提供の停止）、第15条（当社が行う本サービス提供の休止）、第34条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、当該加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。

2. 第12条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。
3. 加入者が、本サービスの利用により他者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
4. マイページIDおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責

任を負いません。

5. 加入者が、第19条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第30条（禁止事項）に違反する行為、その他の過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。
6. 加入者が、本規約に違反し、または、本サービスの利用に伴う故意もしくは過失により、当社または第三者に対して損害を与えた場合、当該加入者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。
7. 当社は、視聴状態の確認や不具合の確認を行うために、加入者が使用するKCNテレビスティックと電気信号による通信を行うことができるものとします。
8. 当社は、加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。
9. 当社は、KCNテレビスティックに関連するデータの消失や機器の故障により、データが正常に再生できなかった場合、または保存されたデータが消失した場合について、一切責任を負いません。
10. 当社は、加入者が所有する機器の不具合やインターネット回線の問題によりサービスの提供が一時的にできない場合について、一切責任を負いません。
11. 同時配信サービスを提供するにあたり、通信回線等の技術的な制約により、放送と視聴にタイムラグ（遅延）が発生する場合があります。当社は、加入者がタイムラグによって生じた視聴の遅延や不利益について、一切責任を負いません。

第32条（責任の制限）

当社は、本サービスの提供により加入者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、加入者に対し損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害が当社の故意または重大過失による場合は、当該上限は適用せず当社は法令に従い損害賠償責任を負うものとします。また、当社は、次の各号に該当する損害について、いかなる場合においても一切の責任を負わないものとします。

- (1) 当社の説明に基づいて加入者が実施した作業、および本サービスの実施に伴い生じる加入者の損害
- (2) 第14条（当社が行う本サービス提供の停止）、第15条（当社が行う本サービス提供の休止）、および第34条（本サービスの廃止）の規定により生じた損害
- (3) 本サービスの実施に伴い、KCNテレビスティックに保存されているデータの消失、毀損、改変、破損等の損害
- (4) 天災、事変、原因不明のネットワーク障害、その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害
- (5) 本サービスに係る作業を完了できなかったことにより生じた損害
- (6) 他者による不正アクセスにより加入者に生じた損害

第33条（許諾事項）

加入者は、本サービスの提供にあたり、当社が加入者の利用環境（設定環境など）、作業（操作状況、挙動など）についての情報を取得し、加入者の課題解決のために利用・記録（電子媒体を含む）することを許諾するものとします。

第34条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

- 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限りではありません。

第35条（関連法令の遵守）

当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講じます。

第36条（準拠法・合意管轄）

本規約は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（分離可能性）

本規約いづれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第38条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付則

本規約は2026-5年1-7月1日より施行します。

- HDMI®はHDMI Licensing LLCの商標または登録商標です。
- Andro id TVはGoogle LLCの商標です。
- Amazon Prime VideoはAmazon.com, Inc. またはその関連会社の登録商標です。
- Netf lixは、Netf lix, Inc. の登録商標です。
- その他、本書に記載されている会社名・商品名は各社の商標または登録商標です。
- ®マークおよび・表記については本文中に明記しません。

【KCNテレビスティックサービス料金表】

※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。

(表1) 月額利用料および各種手数料

(月額利用料)

種別	月額利用料	備考
KCNテレビスティックサービス	770円	

(各種手数料)

項目	金額	備考
申込事務手数料	3,300円	
<u>請求書等発行手数料督促手数料</u>	<u>440+110円</u>	<u>1通につき1回の督促につき</u>
お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき
各種書面発行手数料	220円	1通につき
適格請求書送付料	110円	1通につき

(表2) 機器損害金

項目	金額	備考
KCNテレビスティック端末機器	4,000円(不課税)	1端末につき